

令和4年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

令和4年7月21日現在

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ【歩行者検知機能付き】(車両総重量3.5トン超のトラック(トラクタ含む)に装着されるもの) ②ふらつき注意喚起装置、車線維持支援制御装置(トラック(トラクタ含む)に装着されるもの)※車線逸脱警報装置は対象外 ③ドライバー異常時対応システム(トラック(トラクタ含む)へ装着されるもの) ④先進ライト(車両総重量3.5t超のトラック(トラクタ含む)へ装着されるもの) ⑤側方衝突警報装置(車両総重量3.5t超のトラック(トラクタ含む)へ装着されるもの) ⑥アルコール・インターロック(トラック(トラクタ含む)へ装着されるもの)
	補助額	取得費用の1/2(1車両当たり上限：①③④⑥10万円、②⑤5万円、①～⑥合わせて15万円) ②の装置のうち、同一車両に複数装置を装着する場合は、最も金額の高い装置に対してのみ補助。
	申請期間	令和4年7月22日～令和4年11月30日(令和4年4月1日以降に購入(新車新規登録)した車両が対象)
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」 国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html
運行管理の高度化に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象機器・装置	①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ② " 映像記録型ドライブレコーダー ③ " デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付一体型を含む)
	補助額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限1万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) ③一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) ④通信機能付一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限8万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) 1事業者あたり上限：80万円 (2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円)
	申請期間	1次募集：令和4年7月22日～令和4年8月31日 2次募集：令和4年9月1日～令和4年11月30日 (いずれも令和4年4月1日以降導入機器が対象)
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器(支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。)が設置されている、又は設置されていた自動車を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi1.html
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象機器・装置	国土交通大臣が選定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器 ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器
	補助額	取得費用の1/2(1事業者あたり上限：80万円) ※一部の機器に1台あたりの上限あり
	申請期間	令和4年7月22日～令和4年11月30日(令和4年4月1日以降導入機器が対象)
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html
社内安全教育の実施に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対 象	国土交通大臣の選定を受けている、事故防止コンサルティング
	補助額	費用の1/3(1事業者あたり上限100万円)
	申請期間	令和4年7月22日～令和4年11月30日
	その他条件	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi3.html